

特別養護老人ホーム さくらぎの里 利用料金表（2割負担）

令和3年8月1日～

負担段階 4段階	区分	基本料金	日常生活 継続 支援 加算	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	夜勤職員配置加算 (ⅣⅠ)	個別機能訓練加算 (Ⅰ)	食事負担	居住費	1日の利用料	30日の 合計金額
	1	1,304円	92円	12円	26円	66円	24円	1,445円	3,000円	5,969円	177,480円
	2	1,440円	92円	12円	26円	66円	24円	1,445円	3,000円	6,105円	181,560円
	3	1,586円	92円	12円	26円	66円	24円	1,445円	3,000円	6,251円	185,940円
	4	1,724円	92円	12円	26円	66円	24円	1,445円	3,000円	6,389円	190,080円
	5	1,858円	92円	12円	26円	66円	24円	1,445円	3,000円	6,523円	194,100円

特別養護老人ホーム さくらぎの里 利用料金表（3割負担）

令和3年8月1日～

負担段階 4段階	区分	基本料金	日常生活 継続 支援 加算	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	夜勤職員配置加算 (ⅣⅠ)	個別機能訓練加算 (Ⅰ)	食事負担	居住費	1日の利用料	30日の 合計金額
	1	1,956円	138円	18円	39円	99円	36円	1,445円	3,000円	6,731円	201,930円
	2	2,160円	138円	18円	39円	99円	36円	1,445円	3,000円	6,935円	208,050円
	3	2,379円	138円	18円	39円	99円	36円	1,445円	3,000円	7,154円	214,620円
	4	2,586円	138円	18円	39円	99円	36円	1,445円	3,000円	7,361円	220,830円
	5	2,787円	138円	18円	39円	99円	36円	1,445円	3,000円	7,562円	226,860円

各種加算料金表

加算名称	算定要件	加算料金
福祉施設初期加算	入所後から30日間。30日以上入院後の再入所した場合。	30円/日
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づいて各種療養食（糖尿病、腎臓食など）提供する場合。	1食 6円
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院（施設退所）し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、当該医療機関と相談の上、栄養ケア計画を作成し当施設に再入所した場合。	1回 200円
経口移行加算	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合。	28円/日
経口維持加算（Ⅰ）	摂食障害がある方の経口摂取維持するための栄養管理を実施した場合。	400円/月
経口維持加算（Ⅱ）	摂食障害がある方の経口摂取維持するための栄養管理を実施した場合。	100円/月
認知症専門ケア加算	認知症の方に対して認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供した場合。	3円～4円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると判断したものに対して、介護福祉施設サービスを行った場合。	入所日から7日間 200円/日
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除した得た数以上配置。低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、利用者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施。栄養状態のリスクが低い利用者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	11円/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。	20円/月
口腔衛生管理体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士より介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月2回受けた場合 ②口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔管理の実施に当たり必要な情報を活用した場合	①90円/月 ②110円/月
排せつ支援加算	排泄に介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回評価を行い、その結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援に当該情報等を活用。その結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる人について、医師、看護師、介護支援専門員が共同して、排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続実施した場合。	10円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、疾病の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	50円/月
ADL維持等加算（Ⅰ）	①利用者（評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。 ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属するつきごとに厚生労働省に提出していること。 ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値について、利用者等から調整ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いたものを評価対象利用者とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。	30円/月
ADL維持等加算（Ⅱ）	①ADL維持加算（Ⅰ）の①と②の要件を満たすこと。 ②評価対象利用者等の調査済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。（Ⅰ）・（Ⅱ）は併算不可。	60円/月
福祉施設外泊時費用	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊された場合、1月に6日を限度（月をまたぐ場合は最大で12日間）1割負担額の変わりにご負担となります。	246円/日
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。	20円/1回
新型コロナウイルス感染症対策特別評価	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月末までの間	基本報酬に 0.1%プラス
介護職員処遇改善加算	介護報酬算出方式に基づき算出した額の請求になります。	
介護職員等特定処遇改善加算	介護報酬算出方式に基づき算出した額の請求になります。	

☆介護保険外各種サービス利用に伴う料金

理容サービス	実費
電化製品利用料	月1,000円（使用、未使用に関わらず持ち込みした時点で料金が発生します。）
レクリエーション費用など	要した費用の実費（例）お茶会 和菓子代500円
複写物の交付	1枚につき 10円
協力病院以外の送迎	1キロ30円×走行距離（往復距離）